

本制度で指定いただく医療機関は、原則として「1 医療機関 1 薬局」です。

ただし、主治医の判断により、訪問看護ステーションやデイケアとして他の医療機関を指定するよう指示があった場合等について、東京都の認定により、医療機関等の追加を行うことができます。

- (例)
- ・ 訪問看護やデイケアの利用
 - ・ 主治医の指示のもと、主たる医療機関で行うことのできない治療や検査を別の医療機関で行う場合
 - ・ 現在指定の薬局で処方できない薬がある場合
 - ・ 薬局の営業時間が合わない場合

医療機関等の追加は、原則申請日(新規で都の指定を受ける医療機関等については、都の認定が下りた日)からの適用となります。申請に必要な書類は、次の6点です。

(1) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

申請窓口でお渡ししています。

(2) 追加したい医療機関の名称・所在地が確認できるもの

申請書に名称などを記載いただきますので、事前にご確認ください。

(3) 自立支援(精神通院)医療受給者証

記載内容が変わりますので、申請窓口で回収します。国保受給者証もお持ちの方は合わせてご持参ください。

(4) 医療機関等追加理由書

医療機関等の追加が必要な理由を記入していただきます。理由書の内容を東京都にて審査し、可否を決定します。理由書の書式は申請窓口に取りに来ていただくか、「各種様式」に掲載した「理由書」をダウンロードしたものをご利用ください。

(5) 番号確認書類

「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード」「マイナンバー記載の住民票」のいずれか1点

- ※ 対象者が18歳未満の場合は、本人分と申請する保護者分で2人分の番号確認書類が必要になります。
- ※ 通知カードは、通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時点の住民登録内容と一致している場合のみご使用できます。

(6) 本人確認書類

申請窓口申請に来所する方の本人確認書類が必要です。本人確認書類の種類によって、1点又は2点で確認をさせていただきます。

< 1点で確認 >

「写真付き」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:マイナンバーカード、免許証、写真付きの障害者手帳、パスポート、在留カード等)

< 2点で確認 >

「写真なし」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:保険証、生活保護受給証明書、自立支援受給者証、写真なしの障害者手帳、年金手帳等)